



短期留学する方の渡航を支援する奨学金です！

海外留学支援制度（協定派遣）奨学金支給対象者専用

渡航支援金

海外留学プログラムへの参加のために経済的支援が必要な方に対し、従来の奨学金に加え、旅費等に使用できる資金を支給します。



対象者

- 海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金による支援を受ける方
- 海外留学プログラムへの参加のために経済的支援が必要であり、日本学生支援機構の定める家計基準に合致する方

支援内容

- 毎月支給する奨学金に加え、最初の支給月に 16 万円を支給（給付型）
（往復の旅費・交通費やパスポートやビザの発行手数料等に使用できます。）

募集方法

- 家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が分かる書類を学生課学生支援係へご提出下さい。
 - ① 給与所得者：源泉徴収票の写し
 - ② 給与所得以外：確定申告書（第一表と第二表）控の写し
 - ③ 前年度の所得がない場合：市町村役場発行の所得証明書（コピー可）
 - ④ 独立生計者：別途ご相談下さい

お問い合わせ先

茨城高専学生課学生支援係 TEL : 029-271-2830

MAIL : gakusei@sec.ibaraki-ct.ac.jp

